

①

政務活動費出金票

出金日	令和5年3月14日
項目	広報費
摘要	プロジェクター他リース料
金額	52,800 円

(↓領収書等貼付↓)

領収書 No. 008224

2023年3月14日

会派政新クラブ様

現金	✓
小切手	
伝票No.	金額

金額 ¥52800

消費税額等(10%) 4,800

但 液晶プロジェクター他リース料

上記正に領収いたしました。R4.4月~R5.3月分

IDEA 株式会社

〒942-0001 上越市中央1丁目
営業第一部 TEL 025-543-3207
営業第二部 TEL 025-520-6100

印紙

係

契約書

会派 政新クラブ 代表 栗田英明（以下「甲」という。）と、株式会社 謙信堂（以下「乙」という。）との間に、液晶プロジェクタ等機器（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を下記の通り締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙から物件を賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 物件の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）物件の内容

EPSON 液晶プロジェクタ EB-W06 1台
携帯型ロールスクリーン ELPSC25 1台

（2）設置場所

上越市木田1丁目1番3号 上越市役所5階 政新クラブ控え室

（契約期間）

第3条 契約期間 令和3年12月1日～令和6年4月30日まで

（契約金額）

第4条 この契約に係る賃借料は、次のとおりとする。

月 額 ¥4,400円（内消費税額 400円）

（契約代金の支払）

第5条 甲は乙から請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（物件の所有権及び保守）

第6条 (1) 物件の所有権は、乙に属する。

(2) 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(3) 甲は、物件の維持及び修理の責任を負い、物件の補修、損傷の修理その他一

切の維持修理について、その費用を負担する。

（賠償責任）

第7条 乙は、甲が故意又は過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

（契約の満了）

第8条 この契約の期間が満了し、甲が引き続き使用するとき、新たに賃貸借契約締結するものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年11月9日

(甲)

新潟県上越市木田1丁目1番3号

包北 政新クラブ
代表 栗田英明

(乙)

上越市中央1丁目26番45号

株式会社 謙信
代表取締役 山田 直

令和 5年 3月 14日

(宛先) 上越市議会議長

理 由 書

議員氏名 (会派名、代表者氏名) 政新クラブ 小林 和彦

下記理由により按分割合によらず支出したので報告します。

支払金額	52,800 円 (按分割合 : 1 / 1)
理 由	当該プロジェクター等の機器は、専ら政務活動の広報公聴活動に使用するため、政務活動費の手引きに規定する按分割合の「3分の1」によらずに、全額を充当する。

※ 合理的に説明できる理由を記載すること。